告示

○金融庁告示第三十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年六月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第十一号を次のように改める。

十一　ＣＬＳＡ証券株式会社

○総務省告示第二百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年六月十八日

総務大臣　新藤　義孝

(一)　政党

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
太陽の党	代表者の氏名	浜﨑　博	島　武志	二五、五、一七
	会計責任者の氏名	上村　昭徳	米長　知得	
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一	東京都千代田区隼町二―一二	二五、四、五
みんなの党	異動事項	新	旧	届出年月日
	代表者の氏名	浜﨑　博	島　武志	二五、五、一七
	会計責任者の氏名	上村　昭徳	米長　知得	
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―六―一	東京都千代田区隼町二―一二	二五、四、五

(二)　政治資金団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
真政協会	会計責任者の氏名	上村　昭徳	米長　知得	二五、五、一七

(三)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
国民新党友の会	政治団体の区分	その他の政治団体	政治資金団体	二五、三、二六
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―七―五	東京都千代田区平河町二―一四―七	

○総務省告示第二百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年六月十八日

総務大臣　新藤　義孝

政党	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民新党	政治資金団体の名称	自見庄三郎	二五、三、二二

○総務省告示第二百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条の二第二項後段の規定による政治資金団体になるべき団体としての指定の取消しの届出があったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年六月十八日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	政治資金団体の名称	取消しの届出のあった年月日
国民新党	政治資金団体の代表者氏名	齋藤　豊	二五、三、二六
国民新党友の会			

○総務省告示第二百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、みんなの党千葉県第５区旧支部から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第九十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月十八日

総務大臣　新藤　義孝

備考中「従来」の下に「、みんなの党千葉県第５区支部は千葉県選挙管理委員会に」を加える。

○法務省告示第二百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年七月十三日法務省告示第三百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号の表中「岐阜県多治見市高根町四丁目二十一番地」を「岐阜県多治見市大薮町千九百八十九番地の五」に改める。

第二号中「平成二十二年七月十三日」を「平成二十五年七月十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年七月十三日から施行する。

○外務省告示第二百十号

平成二十五年六月五日にワシントンで、太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ―Ｂ）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十五年六月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千五年六月十日付けの交換公文によって行われた独立行政法人宇宙航空研究開発機構とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の太陽観測衛星（ＳＯＬＡＲ―Ｂ）計画（以下「計画」という。）に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極（以下「取極」という。）に言及する光栄を有します。

本使は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、並びに延長され、及び改正された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に留意し、また、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文が計画に適用されることを再確認して、取極を二十五年六月十日から五年間延長することを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力が生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月五日にワシントンで

アメリカ合衆国国務長官

ジョン・フォーブス・ケリー閣下

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、前記のことがアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月五日にワシントンで

アメリカ合衆国国務長官

ジョナサン・マーゴリス

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使

佐々江賢一郎閣下

水越英明